

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	ページ
◇ 人事委員会	
○ 初任給、昇格、昇給等に関する規則及び教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】	2

初任給、昇格、昇給等に関する規則及び教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 9 日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第 3 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則及び教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 41 年北九州市人事委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第 9 の短大卒の 1 短大 3 卒の項第 1 号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了」を加え、同表の短大卒の 2 短大 2 卒の項第 1 号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了」を加える。

(教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成 29 年北九州市人事委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 の短大卒の 1 短大 3 卒の項第 1 号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了」を加え、同表の短大卒の 2 短大 2 卒の項第 1 号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。